

議 事 録

会議の名称	平成28年第8回本庄市農業委員会総会
開催日時	平成28年8月25日(木) 午後2時から 午後3時50分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議 題	<ul style="list-style-type: none"> 1 第37号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 2 第38号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年) 3 第39号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(期間) 4 第40号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年) 5 第41号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(期間) 6 第42号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 7 第43号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について 8 報告第24号 農地法第3条の3の規定による届出について 7 報告第25号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 8 報告第26号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 6 報告第27号 電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に伴う事業計画について
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> 1 平成28年第8回本庄市農業委員会総会議案 2 平成28年第8回総会 その他連絡事項 3 オーダーメイド型産地づくりセミナー開催
主 管 課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただ今より総会を始めさせていただきます。</p> <p>最初に、開会の言葉を清水会長代理にお願いいたします。</p>
清水会長代理	<p>それでは総会を始めますけれども、世界情勢が風雲急を告げているのですけれども、自分のやることをきちんとやっていくことが基本だと思いますので、皆さん暑さにも負けず、雨にも負けず、頑張ってください。それでは開会いたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、田端会長より、ご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さんこんにちは。いよいよ一番暑い中の会議になりまして、ご苦労様です。今、清水会長代理の言ったとおり世界では洪水が出るほどの大雨で、今日は北海道で降雨量が多くて土砂崩れが発生し、大変心配しております。こちらの方では、雨は降っているのですけれども、実はまだダムの貯水率は渡良瀬遊水池を除いて、殆ど50パーセント以下なのです。埼玉県でも10パーセントの取水制限を行っております。使わない水は沢山出るのだけれど、飲み水の水甕に水が溜まらないということで大変苦労しているそうです。実は、私も先日植えたブロッコリーが泥ごと何百株と流されて、丘陵地なので、雨が降っても、すぐ仕事ができる良い面もありますが、一長一短あって仕方ないと思います。皆さんの旧本庄のあたりは降りすぎて今日あたりトラクターが入る場所は限られてくるのではないかと思いますけれども、うまく仕事を持っていかないと農業はできません。秋作に影響しますけれども、ぜひ皆さんで、頑張っていければと思います。また、今日の議案書を見て分かる通り、やっと農地中間管理事業関係の議案が挙がってまいりました。どうぞより良い会議になりますようお願いいたします。挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、10番細野林之助委員及び36番関根延一委員より欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任委員36名中34名の出席となっておりますので、総会が成立しておりますこ</p>

	<p>とをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入りますが、本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長は会議の議長となることになっておりますので、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>着座のまま失礼します。議事に入る前に本日の議事録署名委員及び会議書記の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>本日は、6番小川委員と7番俣田委員に議事録署名委員をお願いいたします。また、会議書記は事務局職員の中村主査を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>第37号議案農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>第37号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。第37号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、議案書2ページ3ページをご覧ください。申請件数は、8件でしたが、整理番号2及び整理番号3の許可申請が取り下げになりましたので、6件となります。その内訳は、売買による所有権移転4件、共有物分割による所有権移転1件、生前一括贈与による所有権移転1件でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこと、となっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたします。議案書2ページをご覧ください。申請人</p>

	<p>の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南2丁目地内の畑1筆、面積は、記載のとおりです。共有物分割による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、武政委員でございます。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号1につきまして、武政委員より報告をお願いいたします。
武政委員	19番武政恒雄です。申請地は私の担当地区なのですが、受人が全然私分かりませんので、受人の地元である福田委員にお願いしましたので、福田委員よりお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。
議長	福田委員よろしいですか。
福田委員	はい。
議長	お願ひします。
福田委員	32番福田光男です。1番について報告いたします。申請地は土地改良により区画整理が行われた場所でございます、現地確認をしたところ、問題点となるようなことはありませんでした。以上です。
議長	<p>整理番号1について、皆さまからご質問がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、ご異議ございませんので許可といたします。</p> <p>次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたします。議案書2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、栗崎地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。申請事由及び権利区分は、売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。担当は、庄田委員でございます。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号4について、庄田委員の報告をお願いいたします。
庄田委員	24番庄田榮です。受人は、老人ホームを経営しております。渡人は、農家をやめて、農地がある中で受人が来て、今回の話がまとまりました。受人は経営を大きくしております。よろしくお願ひします。

議長	<p>整理番号4について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、ご異議ございませんので許可といたします。</p> <p>次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号5を説明いたします。議案書3ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町蛭川地内の田1筆及び児玉町下真下地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。申請事由及び権利区分は、売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、荻野委員でございます。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、37番の荻野委員につきましては、申請人として本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>(荻野委員 退席)</p> <p>整理番号5について、荻野委員が議事参与制限のため退席しております。荻野委員に代わって、地区代表の林委員に調査報告をお願いしておりますので、林委員から報告をお願いいたします。</p>
林委員	<p>18番林秀信です。5番について申し上げます。これは、2番、3番、5番が同じ所有者で渡人は知らないのですが、3番の受人が私の家の近所の人で渡人の農地を借りて耕作していたということで、事務局に確認したところ、取り下げになったとの話がありました。5番の受人については、人を雇用して、米麦、野菜をやっております。受人は、申請地を10年位前から耕作しているということで、渡人から話があったそうです。審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号5について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可す</p>

	<p>ることにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、ご異議ございませんので許可といたします。</p> <p>事務局に申し上げます。荻野委員の復席をお願いします。</p> <p>(荻野委員 復席)</p> <p>次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号6を説明いたします。議案書3ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、仁手地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。申請事由及び権利区分は、売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、井上会長代理でございます。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号6について、井上会長代理の報告をお願いいたします。</p>
井上会長代理	<p>16番井上孝です。報告します。渡人は、受人の弟でありまして、遺産分割の時に、この土地をもらったそうです。現在は、受人が耕作しております。今後は、この土地の面倒を見られないということで、渡人が受人に買ってほしいと相談したそうです。受人も買わざるを得ないと言っていました。受人は、米、麦、野菜を年齢の割には一所懸命やっています。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>整理番号6について、皆さまからご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、ご異議ございませんので許可といたします。</p> <p>次に、整理番号7について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号7を説明いたします。議案書3ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑2筆及び田1筆、面積は記載のとおりです。申請事由及び権利区分は、生前一括贈与による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、武政委員でございます。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているもの</p>

	思われます。以上でございます。
議長	整理番号7につきまして、武政委員より報告をお願いいたします。
武政委員	19番武政恒雄です。受人と渡人は親子でございます。渡人が高齢になってきましたので、息子に農地を一括贈与したいということで、今回の申請になりました。よろしくお願いいたします。
議長	整理番号7について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。 (異議なし、の声) それでは、ご異議ございませんので許可といたします。 次に、整理番号8について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号8を説明いたします。議案書3ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、宮戸地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。申請事由及び権利区分は、売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、金井裕委員でございます。 受入所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件のうち、農地としての利用が不可能な状況の農地が一部ございますので、全部効率利用要件を満たしていないと思われます。以上でございます。
議長	整理番号8につきまして、金井裕委員より報告をお願いいたします。
金井裕委員	12番金井裕です。本申請は4月総会時に不許可になったものです。受入所有の農地一区画に木が茂っており、耕作できる状態でないということなので、不許可になってしまいました。まだ、同じような状態でありますので、不許可ではないかと思えます。受入は、その場所を今後は養豚の放牧場にしたいそうです。受入に会って農地が耕作できる状態でないと許可にならないことを伝え、受入は承知しております。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議長	整理番号8について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号8の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手0人)

	<p>賛成少数ですので、不許可といたします。全部耕作利用要件を満たしていないので不許可です。</p> <p>次に、第38号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年）を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第38号議案を説明いたしますので、議案書4ページをご覧ください。第38号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年）、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、議案書5ページから26ページをご覧ください。今回の申請件数は、90件です。田180筆、畑77筆の面積合計438,144㎡の利用権設定でございます。それらのうち、6ページのNo.11から16ページのNo.22までの12件については、農地中間管理事業として〇〇〇〇〇〇〇〇が貸主となり、受け手との利用権設定です。また、16ページのNo.23から26ページのNo.90までの68件については、農地中間管理事業として〇〇〇〇〇〇〇〇が借主となり、出し手との利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より説明がありました。33番池田芳野委員及び37番荻野委員につきましては、利用権の設定を受ける者として本人又は同居の親族が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律</p>

	<p>第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>(池田芳野委員及び荻野委員 退席)</p> <p>第38号議案について、皆さんからご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第38号議案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第38号議案については原案のとおり決定いたしました。</p> <p>事務局に申し上げます。池田芳野委員及び荻野委員の復席をお願いいたします。</p> <p>(池田芳野委員及び荻野委員 復席)</p> <p>次に、第39号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(期間)を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第39号議案を説明いたしますので、議案書27ページをご覧ください。第39号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(期間)、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、議案書28ページから33ページをご覧ください。本議案の集積計画は、農地中間管理事業として、〇〇〇〇〇〇〇がすべて貸主となっているものでして、麦作期間の利用権設定でございます。内訳としては、田52筆、畑15筆の面積合計130,971㎡でございます。</p> <p>本議案の決定の要件としましては、第38号議案と同様でございます。農用地利用集積計画が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合し、さらに、利用権の設定等を受ける者が全部効率的耕作要件、常時従事要件、意欲能力要件及び青壮年従事者要件をすべて備えることが必要でございます。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われま。以上でこ</p>

	ざいます。
議長	第39号議案について、皆さんからご質疑がございましたらお願いいたします。はい、塩原委員お願いします。
塩原委員	15番塩原英彦です。前の議案では、中間管理機構が借りるものと貸すものが載っていたのですが、今回の第39号議案では、貸すものだけの掲載のため、借りるものはどのように考えたら良いのですか。
議長	第38号議案にて通年で借りているため、それを第39号議案の期間で貸すことができる訳です。米と麦で分けております。よろしいですか。
塩原委員	はい。
議長	ご質疑がございましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。第39号議案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、第39号議案については原案のとおり決定いたしました。 次に、第40号議案農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局長	第40号議案を説明いたしますので、議案書34ページをご覧ください。第40号議案農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する農用地利用配分計画(案)に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。 計画内容については、35ページから42ページをご覧ください。賃借権の設定等を受ける土地が田86筆、畑32筆、面積合計で202,483㎡でございます。設定する権利は、すべて賃借権となっております、それらの設定を受ける者は、記載のとおり11名となっております。 農用地利用配分計画(案)に対する意見については、農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと、必要な農作業に常時従事する見込みがあることなどの視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画(案)の内容については、これらの要件を全て満たして

	いるものと思われます。以上でございます。
議長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、33番池田芳野委員及び37番荻野委員につきましては、賃借権の設定等を受ける者として、本人又は同居の親族が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>(池田芳野委員及び荻野委員 退席)</p> <p>最初に皆さんにあいさつで申し上げたとおり、これが農地中間管理事業の議案でして、農地中間管理事業の推進に関する法律19条第3項の規定に基づくものです。この議案により農地中間管理事業として進んでいくこととなります。よろしく申し上げます。</p> <p>第40号議案について、皆さんからご質疑がございましたらお願いいたします。はい、亀田委員申し上げます。</p>
亀田委員	20番亀田伸一郎です。賃借権の設定等を受けるものとして1番からずっとお名前が書かれているのですが、賃借権を設定することは、貸主がいるはずなのですが、貸主がどこにも出てきていないというのはどのように理解したらよいですか。
議長	事務局より説明申し上げます。
事務局長	貸主は、前の第39号議案の通年で利用権設定を受けた〇〇〇〇〇〇〇〇がすべて貸主になって、この表に出ている受手の皆さんが借主ということです。筆ごとに番号がふられているということで、人数は11名が受け手となります。以上です。
亀田委員	議案の中に貸し手と借り手が両方あって初めて契約が成立すると思うのですが、貸し手の記載がない議案というのが成り立ち得るのかどうかということが疑問です。
事務局長	議案の中身がそもそも農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づいた農用地利用配分計画ということになっておりますので、これらの貸主は農地中間管理機構が貸主になるということで、制度が設計されているものです。
議長	よろしいですか。
亀田委員	はい。
議長	<p>他にございますか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第40号議案について、原案のとおり計画することにご異議ございませんか。</p>

	<p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第40号議案については原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。</p> <p>事務局に申し上げます。池田芳野委員及び荻野委員の復席をお願いします。</p> <p>(池田芳野委員及び荻野委員 復席)</p> <p>次に、第41号議案農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(期間)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第41号議案を説明いたしますので、議案書43ページをご覧ください。第41号議案農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(期間)、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する農用地利用配分計画(案)に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、44ページから48ページをご覧ください。賃借権の設定等を受ける土地が田52筆、畑15筆、面積合計で132,331㎡でございます。設定する権利は、すべて麦作期間の使用貸借となっております。それらの設定を受ける者は、記載のとおりとなっております。</p> <p>農用地利用配分計画(案)に対する意見については、農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと、必要な農作業に常時従事する見込みがあることなどの視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画(案)の内容については、これらの要件を全て満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>第41号議案について、皆さんからご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第41号議案について、原案のとおり計画することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第41号議案については原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。</p> <p>次に、第42号議案農地法第5条の規定による許可申請についてを上程</p>

	いたします。事務局より説明願います。
事務局長	<p>第42号議案を説明いたしますので、議案書49ページをご覧ください。第42号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、議案書50ページ51ページをご覧ください。 申請件数は、整理番号1から12の12件でございます。以上です。</p>
議長	それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号1を説明いたします。議案書50ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町下真下地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、敷地拡張用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、荻野委員でございます。</p> <p>申請地は、52ページをご覧ください。5-1については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、本申請は既存施設の拡張のための転用ですので、第1種農地転用の例外により、許可相当になるものと思われれます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われれます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、37番荻野委員につきましては、申請人として、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参加できませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>(荻野委員 退席)</p> <p>整理番号1について、荻野委員が議事参加制限のため退席しております。荻野委員に代わって、共和地区代表の林委員に調査報告をお願いしておりますので、林委員から報告をお願いいたします。</p>
林委員	18番林秀信です。渡人について話を聞いてきました。受人については話を聞くことができませんでした。地図の5-1をご覧ください。申請地と書いてある脇に〇〇〇と書いてありますが、現在その建物はなく工事が

	<p>始まっております。渡人によりますと、今回の申請地は地図の三角の部分で道路拡幅のため小さくなってしまい、何も作れない状態であったそうです。申請地は道路の南側で白地になります。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請については、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>事務局に申し上げます。荻野委員の復席をお願いします。</p> <p>(荻野委員 復席)</p> <p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたします。50ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、若泉3丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、敷地拡張用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、細野林之助委員でございます。</p> <p>申請地は、53ページをご覧ください。5-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2の地区担当は、細野林之助委員ですが、本日、欠席でございます。事務局が事前に調査報告を伺っておりますので、中西補佐から報告をお願いいたします。</p>
局長補佐	<p>農業委員会事務局の中西です。5-2の地図をご覧くださいと思います。申請地のすぐ南側は、市街化区域に指定されている場所です。市街化区域に隣接している第2種農地です。細野委員が現地を確認し、私が細野委員に事情を聞いたところ、他の農地に与える影響は少なく、農業委員会でよく審議していただきたいとのことでございます。以上でございます。</p>

議長	<p>整理番号2について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたします。50ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃貸借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、武政委員でございます。</p> <p>申請地は、54ページをご覧ください。5-3については、準工業地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3について、武政委員の報告をお願いいたします。</p>
武政委員	<p>19番武政恒雄です。報告させていただきます。5-3の地図をご覧ください。この場所の周辺は、殆ど太陽光発電施設用地になっています。受人と渡人は、親子でございまして、渡人が高齢であり、息子の名前で太陽光発電をやってみたいということです。今までそこは野菜を作る農家に貸していたのですけれども、その方がもう作れないということでございまして、検討したところ草の手入れもできないこともあり、太陽光発電しかないという結論に達したそうです。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号3について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p>

	次に、整理番号4について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局長	<p>整理番号4を説明いたします。50ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町蛭川地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、駐車場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、荻野委員でございます。</p> <p>申請地は、55ページをご覧ください。5-4については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号4について、荻野委員より調査報告をお願いいたします。
荻野委員	37番荻野浩です。報告します。5-4の地図を見ていただければ分かるのですが、申請地に接している道は舗装されていますが、大変幅員が狭く、この辺は住宅街になっております。審議よろしくお願ひします。
議長	<p>整理番号4について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号5について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号5を説明いたします。50ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町入浅見地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、関根延一委員でございます。</p> <p>申請地は、56ページをご覧ください。5-5については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できません</p>

	<p>が、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号5の地区担当は、関根延一委員ですが、本日、欠席でございます。事務局が事前に調査報告を伺っておりますので、中西補佐から報告をお願いいたします。</p>
局長補佐	<p>農業委員会事務局の中西です。56ページの5-5の地図をご覧ください。現地を確認したところ、申請地と書かれているところまで太陽光発電施設ができております。周辺の地目などを調査しましたところ、申請地の向かい側に1筆畑があるだけで、周りはすべて山林になっておりますので、農地の集団性はないと思われま。先ほど事務局長から第2種農地という判断をされましたが、第2種農地は太陽光発電が可能となっております。また、関根延一委員から、現地を調査したところ、周りの農地に影響はないと思われるとのことですので、ご報告させていただきます。</p>
議長	<p>整理番号5について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号6について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号6を説明いたします。議案書50ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、四方田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、分家住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、杉田委員でございます。</p> <p>申請地は、57ページをご覧ください。5-6については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、本申請は分家住宅用地での転用ですので、第1種農地転用の例外により、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>

議長	整理番号6について、杉田委員より調査報告をお願いいたします。
杉田委員	4番杉田康隆です。5-6の地図をご覧ください。受人は渡人の孫で分家住宅を建てる申請を出したそうです。申請地は、〇〇〇のすぐ近くであり、住宅地のすぐ隣の畑です。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	整理番号6について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、整理番号7について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局長	整理番号7を説明いたします。51ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、大字なし地内の田1筆、畑4筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、細野林之助委員でございます。 申請地は、53ページをご覧ください。5-7については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。
議長	整理番号7の地区担当は、細野林之助委員ですが、本日、欠席でございます。事務局が事前に調査報告を伺っておりますので、中西補佐から報告をお願いいたします。
局長補佐	農業委員会事務局の中西です。53ページの5-7の地図をご覧ください。この案件は、6月総会に出ております。どこが変わったかと言いますと申請地の東隣の家の脇の部分まで前回は申請地でしたが、太陽光発電のパネルの数に対して面積が大きかったため、そこを除いてパネルの数にあった形で面積を調整しました。その上で再申請となった経過があります。場所については、市街化区域に接しており、国道462号線と元の県道に

	<p>挟まれている小集団の農地であるため、周りの農地に影響はないということをお細野林之助委員より伺っております。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号7について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号8について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号8を説明いたします。51ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、58ページをご覧ください。5-8については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地なので、農地区分的には第1種農地ではありますが、中山間地域に存し、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号8について、私の担当地区ですので、私から報告いたします。</p> <p>これは、私の家のすぐ前です。地目は、田ですが、20年から30年位前に建設残土が埋めてあって、実際には田んぼでなく、猪の巣になっている状況です。事務局の説明のとおり、ここならば転用できるということで、周辺の農地には、影響はないものと思われます。</p> <p>整理番号8について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号8の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p>

	<p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号9について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号9を説明いたします。議案書51ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、分家住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、池田芳野委員でございます。</p> <p>申請地は、59ページをご覧ください。5-9については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、本申請は分家住宅用地での転用ですので、第1種農地転用の例外により、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号9について、池田芳野委員より調査報告をお願いいたします。</p>
池田芳野委員	<p>33番池田芳野です。整理番号9について説明いたします。受人は、渡人の娘の主人です。渡人は、田で水稻耕作をしていますが、畑は草刈をするだけです。それで娘の分家住宅を作るといことです。審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号9について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号9の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号10について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号10を説明いたします。51ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、久々宇地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、駐車場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、津久井委員でございます。</p>

	<p>申請地は、60ページをご覧ください。5-10については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号10について、津久井委員より調査報告をお願いいたします。</p>
津久井委員	<p>1番津久井伊知衛です。調査報告いたします。5-10の地図を見てください。受人は駐車場を持っておらず、申請地と書いてある左側に道路が広がっている部分があるのですが、ここに車を2、3台臨時駐車することで、長い間不便をきたしておりました。そのような時に渡人の家の道を挟んで西側に1人暮らしの人が住んでおりましたが、2、3年前に突然亡くなりまして、上里町に住む弟が相続したということでございます。今後、その家屋敷を維持管理していくのは、とても大変ですし、受人は長く駐車場を欲しがっていたものですから、両者の利害が一致しまして売買という話が進んだとのこと。屋敷の一部に畑がありましたので、今回の申請に至りました。地図上に母屋の位置が記載されてますが、これは3、4ヶ月前に解体、撤去されておりました、今は更地になっております。審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号10について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号10の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号11について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号11を説明いたします。51ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売住宅用地です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、武政委員でございます。</p> <p>申請地は、61ページをご覧ください。5-11については、第1種住</p>

	居地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。
議長	整理番号11について、武政委員より調査報告をお願いいたします。
武政委員	19番武政恒雄です。報告させていただきます。5-11の地図を見ていただければと思います。用途地域が第1種住居地域ということで周りが全部住宅が建てられております。この場所もいつでも住宅が建ててもいい状態でした。家を建てるのには、良い場所です。よろしくお願ひします。
議長	整理番号11について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号11の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、整理番号12について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局長	整理番号12を説明いたします。51ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、仁手地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃貸借権です。申請事由は、事務所及び資材置場用地で農業集落排水管路施設工事に係る一時転用です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、井上会長代理でございます。 申請地は、62ページをご覧ください。5-12については、農用地区域内農地ですが、本申請は、農業集落排水管路施設工場の現場事務所及び資材置場用地での転用なので、一時転用に該当することから、農用地区域内農地の転用不許可の例外により、許可することができることとされております。その許可基準は、一時転用の期間が3年以内であること。用地選定は他の土地での代替可能性がないこと。農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないと認められること。これらの3点が農用地区域内農地の一時転用許可基準になります。本申請は、これらの許可基準を満たすことから、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。さらに、一時転用なので、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるときに限って、許可されることと

	<p>なりますが、本申請人は一時転用の実績が過去にもありまして、その都度、その土地を耕作の目的に供しておりますので、その農地の復原性は確実と思われると思います。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号12について、井上会長代理より調査報告をお願いいたします。</p>
井上会長代理	<p>16番井上孝です。報告させていただきます。集落排水事業を仁手と久々宇と下仁手の3村で今やっております、最終的な処理施設を地図の申請地の下に建設中です。前回もこの申請地は受人が借りておりまして、今は更地で何もありません。また工事が始まるのでこの申請を出したと思うのですが、同じところに同じように作ることで、しかも一時転用ということですが、皆様の審議をよろしく願います。</p>
議長	<p>整理番号12について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号12の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第43号議案農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第43号議案を説明いたしますので、議案書63ページをご覧ください。第43号議案農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請について、埼玉県農地調整関係事務処理要領第2章第5-4-(2)-dの規定により、意見書を埼玉県知事に送付したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、埼玉県農地調整関係事務処理要領第2章第5-4-(2)-dの規定により、別紙の許可後の計画変更申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>変更申請内容を説明いたします。64ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西五十子地内の畑6筆、面積は記載のとおりです。5条申請が2回なされておりました、平成28年1月21日と同年7月14日が許可日となっております。変更申請の内容ですが、当初はグラウンド用地としての転用で、その利用としてテニスコー</p>

	<p>ト・駐輪場・雨水浸透池でございましたが、計画変更申請では、グラウンド用地としての転用は変更ございませんが、その利用としてテニスコート、埋設雨水浸透池及び駐車場でございます。具体的には、雨水浸透池を埋設して、その部分に駐車場を整備し、駐輪場を別の場所に移設し、その部分にテニスコートを増設するものでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>第43号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第43号議案の計画変更申請について、承認相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、承認相当として県知事に意見書を送付いたします。</p> <p>続きまして、報告に入ります。</p> <p>まず、報告第24号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第24号を説明いたしますので、議案書66ページをご覧ください。報告第24号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、議案書67ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第25号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第25号を説明いたしますので、議案書68ページをご覧ください。報告第25号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、農地法第4条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、69ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>

議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第26号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第26号を説明いたしますので、議案書70ページをご覧ください。報告第26号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。 届出内容については、71ページ72ページをご覧ください。専決処分件数は、7件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第27号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第27号を説明いたしますので、議案書73ページをご覧ください。報告第27号電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に伴う事業計画について、農地法施行規則第29条第13号の規定により、電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に係る農地転用の許可は要しないが、事業計画書の提出がなされたので、別紙のとおり報告するものでございます。本日提出、会長。 事業計画書については、議案書74ページをご覧ください。 届出件数は、1件です。以上でございます。
議長	これも報告でありますのでご了解いただきたいと思います。以上で報告を終了いたします。 この際、暫時休憩いたします。
(15:25) 休 憩 (15:40)	
議長	休憩前に引き続き、総会を再開いたします。 委員の皆さまからその他で何かありましたら、挙手により発言していただければと思います。 (なし、の声) ないようですので、ここで議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。
事務局長	ありがとうございました。事務局からその他の連絡事項を報告させてい

	<p>たきます。5点報告をさせていただきます。</p> <p>まず、1点目です。来月の9月総会予定ですけれども、9月26日(月)午後2時から本庄市役所大会議室で開催を予定しております。</p> <p>次に、2点目です。平成28年度農業委員研修会についてでございます。開催日時及び場所については、8月29日(月)午後1時から午後4時まで、羽生市産業文化ホールにおきまして開催されます。内容は、記載の3点の講演でございます。当日の集合時間及び場所ですが、セルディに午前10時、市役所に午前10時30分にそれぞれ集合出発でお願いします。</p> <p>次に、3点目です。平成28年度関東ブロック女性農業委員研修会についてでございます。10月4日(火)午後1時からホテルラシーネ新前橋において、記載の3点の講演が予定されております。対象委員のお手元に案内通知を配付してございますが、総会終了後、出欠席を事務局に報告願います。</p> <p>次に、4点目です。オーダーメイド型産地づくりセミナーの開催についてでございます。本庄農林振興センターから総会において農業委員の皆さんへ案内してもらいたい旨の依頼がございました。9月5日(月)午後1時30分から午後4時10分まで、熊谷文化創造館さくらめいとで開催される予定です。セミナーの内容は、記載の3点の講演となります。主催は、埼玉県・オーダーメイド型産地戦略協議会となっております。申し込みにつきましては、お手元に配付してありますリーフレットの裏面に必要事項を記入いただき、9月2日までにファックスあるいは郵送でお願いします。</p> <p>次に、5点目です。その他として、田端会長のスケジュールを記載させていただきました。</p> <p>そして記載してありませんけれども、7月、8月と農地パトロール、引き続き遊休農地所有者への毎戸訪問、利用意向調査説明会では、農業委員の皆さんに大変お世話になりました。事務局を代表してお礼申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>その他連絡事項は、以上でございます。</p>
<p>関根延一委員</p>	<p>36番関根延一です。塙保己一先生遺徳顕彰会の会員継続の通知が届いたのですが、これは農業委員の関係で対応するのか、個人で対応するのか分かりますか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>農業委員の全員が会員となっております。皆さんのお手元に通知が郵送されているようなので、個人でお支払いせずに、後日慶弔費から支払いますので、会費の支払いはせずをお願いします。</p>

清水会長代理	それに関しまして、塙保己一先生の劇を今、作っております、11月に児玉のセルディで公演をしたいと計画しています。私がおその会議に出席してございまして、おその実行委員会から話があると思ひますので、おその時は、ご協力よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。
田端会長	皆さまから何かございましてか。
塩原委員	先日の農地パトロールにて、荒廢農地として判定されなかつた草だけの農地について、おその隣の耕作者から草の苦情があつた場合は事務局へ伝えてくださいと答えて良いのですか。
田端会長	それが一番無難だと思ひますが、所有者が通年で管理するのが良いのですが、所有者が気が付かないでいて、隣の耕作者に迷惑をかける場合は、所有者がいない場合が多いのだと思ひます。基本的に現地を確認し、所有者に対して農業委員会が適切な指導をすることになっております。
事務局長	ありがとうございます。最後に、閉会の言葉を井上会長代理にお願ひいたします。
井上会長代理	本日は、ご苦勞様でした。これで、総会を閉じたいと思ひます。よろしくお願ひします。

平成28年第8回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	平成28年8月25日(木)						
開催場所	本庄市役所 大会議室						
開会時刻	午後2時						
閉会時刻	午後3時50分						
会長	田端 講一						
会長代理	清水 茂則 ・ 井上 孝						
議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人
1	津久井伊知衛	出席		20	亀田 伸一郎	出席	
2	飯島 和憲	出席		21	高橋 清一朗	出席	
3	宮部 延一	出席		22	小暮 明男	出席	
4	杉田 康隆	出席		23	小山 文子	出席	
5	浅見 精治	出席		24	庄田 榮	出席	
6	小川 忠	出席	○	25	堀口 隼雄	出席	
7	俣田 裕	出席	○	26	池田 稔	出席	
8	長沼 茂夫	出席		27	田端 講一	出席	
9	松本 健治	出席		28	金井 一吉	出席	
10	細野 林之助	欠席		29	高橋 博	出席	
11	奥原 定雄	出席		30	欠 番		
12	金井 裕	出席		31	福島 清次	出席	
13	細野 俊文	出席		32	福田 光男	出席	
14	清水 茂則	出席		33	池田 芳野	出席	
15	塩原 英彦	出席		34	関根 道夫	出席	
16	井上 孝	出席		35	間正 始	出席	
17	坂本 静枝	出席		36	関根 延一	欠席	
18	林 秀信	出席		37	荻野 浩	出席	
19	武政 恒雄	出席					
説明員							
事務局長		飯塚 正英		局長補佐兼農地係長		中西 稔彦	
主査		中村 真敏					
書記							
主査		中村 真敏					